

特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の青少年に対するスポーツ及び学術、文化、芸術に関する事業を行い、青少年の健康と豊かな心を育む地域づくりに取り組むことで、青少年の心身の健全な育成、社会教育の充実を図るとともに、地域住民の社会参加の機会を増やし、もって地域の活性化、さらには国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 青少年の学術、文化、芸術又はスポーツを推進することを目的としイベントを主催、共催する。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの指導を通して生徒及び青少年の健康の増進と体力の向上を図る。
- (3) 全国及び九州各地の学術、文化、芸術又はスポーツ団体との交流を通して生徒及び青少年の社会性を高める活動を行う。
- (4) スポーツ及び学術、文化、芸術を通じた地域活性化並びに国際交流を図る。
- (5) 前各号のほか、青少年の健全な育成に資する事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の特に功労のあった者、及び指導に当たる者で理事会の議決をもって推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 特別会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

(入会金)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

但し、賛助会員及び特別会員は入会金を納めることを要しない。

(会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

但し、賛助会員及び特別会員は会費を納めることを要しない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、理事長を1人、副理事長を1人以上置く。

(役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 解散に関する事項
- (3) 合併に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 借入金に関する事項（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の補正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）にて行う。

第10章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	辻 真理子
副理事長	永目 眞爾
理事	岡 秀太郎
理事	高宮 大輔
理事	田中 敦朗
理事	日隈 雄太郎
理事	松永 恭明
理事	畑中 大司
理事	杉山 眞一
理事	甲斐 文祥
理事	永田 隆行
理事	岡村 繁伸
監事	吉永 圭奈

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	2,000 円
賛助会員及び特別会員	不要（0 円）

(2) 年会費

正会員	8,000 円
賛助会員 個人及び団体	不要（0 円）
特別会員 個人及び団体	不要（0 円）

役 員 名 簿

法人名：特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい

役 名 (役職名)	氏 名	住 所 又 は 居 所	報 酬 の 有 無
理 事 (理事長)	辻 真理子		無
理 事 (副理事長)	永目 眞爾		無
理 事	岡 秀太郎		無
理 事	高宮 大輔		無
理 事	田中 敦朗		無
理 事	日隈 雄太郎		無
理 事	松永 恭明		無
理 事	畑中 太司		無
理 事	杉山 眞一		無
理 事	甲斐 文祥		無
理 事	永田 隆行		無
理 事	岡村 繁伸		無
監 事	吉永 圭奈		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在の学校部活動は、放課後におけるスポーツや文化活動を通じた体力や技能の向上を図る目的のほか、生徒同士の人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感及び連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有しています。

しかし、少子化などの影響により部員数が減少し学校単独で活動できないなど、部活動を通じた多様な経験の場の確保が難しくなる一方、教職員の働き方改革の観点から教職員の負担を軽減する必要があるため、これまでどおりの体制で部活動を継続することは、より一層難しくなっています。

こうした流れを受け、熊本市中心部の小中学校では学校単位での活動が縮小する傾向にあります。生徒にスポーツや文化活動を引き続き提供する体制の構築に向けて、学校関係者、保護者などを交えて検討を重ねてきました。

その結果、部活動が果たしてきた上記の教育的意義を踏まえると、生徒の体力や技能の向上、さらには心身の健全な育成の場として部活の後継組織が必要との結論に至りました。しかし、少子化や教職員の働き方改革という社会情勢の変化にも対応する必要があることから、後継組織は学校の枠を超え熊本市中心部地域の青少年にまで対象を広げたものとするため、公正かつ透明性の高い運営体制を築くこととし、特定非営利活動法人を設立することとしました。また、設立にあたり、熊本大学教育学部附属小中学校松島校長先生を通じて、国立大学法人熊本大学の承諾を得て、当該学校の名称を使用することを許可されました。

ここに、特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあいを設立致します。

2 申請に至るまでの経過

令和7年3月 熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校との今後の地域活動における方針説明

令和7年3月 特定非営利活動法人準備委員会を設置

令和7年3月 熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校でのスポーツ・文化及び地域活動者との協議会設置

令和7年6月 熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校及び関係指導者、保護者の意見のもと設立総会を開催し、名称を特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい
設立代表者辻 真理子とし法人設立を決議。以降現在に至る。

令和 7年 6月 13日

法人名 特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい

設立代表者 氏名 辻 真理子

(法第10条第1項関係様式例)

初年度事業計画書
設立の日から令和8年3月31日まで

法人名：特定非営利活動法人熊大附属地域ひびきあい

1 事業実施の方針

今年度は、初年度ということもあり熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校との地域連携及び子供たちの活動の場の確保のための基盤構築に重点を置き、地域コミュニティの確立と青少年の育成の継続をはかり、地域住民に認知して頂くことを目的とし各活動に対しての理解と交流を深めて行くことを事業方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
青少年の学術、文化、芸術又はスポーツを推進することを目的としイベントを主催、共催する。	熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校との交流イベント	通年	附属中学校 京陵中学校	4名	地域小中学生 60人	20
学術、文化、芸術又はスポーツの指導を通して生徒及び青少年の健康の増進と体力の向上を図る。	放課後での各文化、芸術、スポーツ活動の実施	通年	附属京陵 熊高 済々 真和 九学	延べ 240名	地域小中学生及び賛同者 1400人	125
全国及び九州各地の学術、文化、芸術又はスポーツ団体との交流を通して生徒及び青少年の社会性を高める活動を行う。	広報、交流のためのInstagramの公開	年間	Web	2名	不特定多数	0
スポーツ及び学術、文化、芸術を通じた地域活性化並びに国際交流を図る。	地域を問わず同種の活動をされている法人様との意見、情報交換、交流会	年間1回	壺川地域コミュニティセンター及びWeb	延べ 60名	不特定多数	10
前各号のほか、青少年の健全な育成に資する事業。	必要が生じた場合に実施					0

初年度 活動予算書

設立の日から令和8年3月31日まで

(法人名： 特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい)

科目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員入会金	38,000		
正会員年会費	152,000		
賛助会員受取会費	0	190,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
ラグビー部事業収益		0	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			190,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
臨時雇賃金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	10,000		
修繕費	10,000		
諸謝金	90,000		
保険料	20,000		
雑費	0		
その他経費計	155,000		
事業費計		155,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			175,000
当期経常増減額			15,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			15,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			15,000

活動予算書の注記（初年度）

法人名：特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業費の内訳

科目	イベント事業費	文化芸術スポーツ事業費	広報交流事業費	国際地域交流事業費	合 計
(1) 人件費					
役員報酬					0
給料手当					0
臨時雇賃金					0
法定福利費					0
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
旅費交通費	0	10,000	0		10,000
通信運搬費	0	0	0	5,000	5,000
印刷製本費	0	5,000	0	5,000	10,000
消耗品費	5,000	5,000	0		10,000
修繕費	5,000	5,000	0		10,000
諸謝金	10,000	80,000	0		90,000
保険料	0	20,000	0		20,000
					0
					0
その他経費計	20,000	125,000	0	10,000	155,000
合 計	20,000	125,000	0	10,000	155,000

単位：円

(法第10条第1項関係様式例)

翌年度事業計画書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人名： 特定非営利活動法人熊大附属地域ひびきあい

1 事業実施の方針

初年度に引き続き熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校との地域連携及び子供たちの活動の場の確保のための基盤構築に重点を置き、地域コミュニティの確立と青少年の育成の継続をはかり、地域住民に認知して頂くことを目的とし各活動に対しての理解と交流をより一層深めて行き次のステップである青少年の育成に寄与してすることを事業方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
青少年の学術、文化、芸術又はスポーツを推進することを目的としイベントを主催、共催する	熊本大学教育学部附属小中学校、京陵中学校、池田小学校、壺川小学校との交流イベント	5月10月	附属中学校、京陵中学校	4名	地域小中学生60人	20
学術、文化、芸術又はスポーツの指導を通して生徒及び青少年の健康の増進と体力の向上を図る。	放課後での各文化、芸術、スポーツ活動の実施	通年	附属京陵熊高済々黉真和九学	延べ240名	地域小中学生及び賛同者1400人	125
全国及び九州各地の学術、文化、芸術又はスポーツ団体との交流を通して生徒及び青少年の社会性を高める活動を行う。	広報、交流のためのインスタグラムの公開	年間	Web	2名	不特定多数	0
スポーツ及び学術、文化、芸術を通じた地域活性化並びに国際交流を図る。	地域を問わず同種の活動をされている法人様との意見、情報交換、交流会	年間1回	壺川地域コミュニティセンター及びWeb	延べ140名	不特定多数	10
前各号のほか、青少年の健全な育成に資する事業。	必要が生じた場合に実施					0

翌年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(法人名： 特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい)

科目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員入会金	20,000		
正会員年会費	160,000		
賛助会員受取会費	0	180,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
ラグビー部事業収益		0	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			180,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
臨時雇賃金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	10,000		
修繕費	10,000		
諸謝金	90,000		
保険料	20,000		
雑費	0		
その他経費計	155,000		
事業費計		155,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			175,000
当期経常増減額			5,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			5,000
前期繰越正味財産額			15,000
次期繰越正味財産額			20,000

活動予算書の注記（翌年度）

法人名：特定非営利活動法人 熊大附属地域ひびきあい

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業費の内訳

科目	イベント事業費	文化芸術スポーツ事業費	広報交流事業費	国際地域交流事業費	合 計
(1) 人件費	0	0	0	0	0
役員報酬					0
給料手当					0
臨時雇賃金					0
法定福利費					0
(2) 人件費計	0	0	0	0	0
その他経費	0	10,000	0		10,000
旅費交通費	0	0	0	5,000	5,000
通信運搬費	0	5,000	0	5,000	10,000
印刷製本費	5,000	5,000	0		10,000
消耗品費	5,000	5,000	0		10,000
修繕費	10,000	80,000	0		90,000
諸謝金	0	20,000	0		20,000
保険料					0
その他経費計	20,000	125,000	0	10,000	155,000
合 計	20,000	125,000	0	10,000	155,000

単位：円